

国立大学法人信州大学ネーミングライツ事業ガイドライン

(令和6年9月25日学長裁定)

このガイドラインは、本学のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

1. ネーミングライツ事業の趣旨
2. 対象施設等
3. ネーミングライツ事業の種類
4. ネーミングライツ料
5. 期間
6. 募集の方法
7. 応募資格
8. 別称等の付与の条件及び注意事項
9. 審査項目及び審査ポイント
10. 契約の締結・更新
11. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担
12. ネーミングライツ・パートナーの特典
13. サイン等について
14. サイン等イメージ
15. 契約の解除
16. 第三者に対する損害賠償責任
17. 透明性及び公平性の確保
18. 問合せ先

1. ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人信州大学（以下「本学」という。）は、本学の施設等の有効活用を図り、財源の多元化を通じた、本学の教育研究環境の向上に資する取り組みとして、保有施設やその他財産への命名権（ネーミングライツ）付与事業を実施します。

本学と契約を結びネーミングライツを付与された法人等を「ネーミングライツ・パートナー」と呼びます。ネーミングライツ・パートナーは、本学の保有施設及びその他財産に、企業名、商標名、シンボルマーク、別称等（以下「別称等」という。）を付与する権利を有し、本学施設及び構内に別称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができます。

2. 対象施設等

ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他全ての財産とします。ただし、寄附者の氏名等を冠したものと及び本学の規則等でその名称を定めているものは除きます。

3. ネーミングライツ事業の種類

本学のネーミングライツ事業の種類は、次の2つがあります。

①提案募集型

ネーミングライツ・パートナーを希望する事業者等から提案を受け、ネーミングライツを付与するもの。

②施設特定型

本学が対象施設等の対象を特定し、ネーミングライツ・パートナーを希望する事業者を公募し、ネーミングライツを付与するもの。

それぞれの手続きの流れについては「別紙 ネーミングライツ事業 業務実施フロー図」をご参照ください。

4. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

※ 以下は講義室等にネーミングライツを付与する場合の最低金額です。応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。より高額のご提案であるほど高評価とします。

【最低金額】

面積	料金（年額・税抜）
50㎡未満	150,000円
50㎡以上100㎡未満	300,000円
100㎡以上150㎡未満	450,000円
150㎡以上200㎡未満	600,000円
200㎡以上250㎡未満	750,000円
250㎡以上300㎡未満	900,000円

例1) A学部講義室101 (65㎡) の場合

施設面積が50㎡以上100㎡未満のため、

ネーミングライツ料の最低金額は、年額300,000円（税抜）

例2) B学部コミュニケーションスペース (110㎡) の場合

施設面積が100㎡以上150㎡未満のため、

ネーミングライツ料の最低金額は、年額450,000円（税抜）

5. 期間

ネーミングライツの付与期間は、5年を限度とし、個別の契約ごとに定めます。

6. 募集の方法

ネーミングライツ・パートナーを希望する事業者等は、ネーミングライツ事業の種類により、「提案募集型」、「施設特定型」のいずれかに応募することができます。

7. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーに応募できる事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体又は政治団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
- ⑧ 宗教団体又は宗教団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと本学が認めるもの

8. 別称等付与の条件及び注意事項

- ① 別称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼすもの及び大学の施設にふさわしくないものとして以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの

- ・ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・ その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ② 別称等は本学で審議の上、決定します。
 - ③ 別称等の変更を求める場合があります。
 - ④ 混乱を避けるため、契約期間中の別称等の変更はできません。

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、ネーミングライツ審査委員会において、応募資格、応募の趣旨、別称等、ネーミングライツ料、契約期間、経営状況等を総合的に判断し審査します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

審査項目		要件, 基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。
	別称等 (デザイン含)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学構成員, 地域住民に受け入れられるか (親しみやすさ等) ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか 等
選考基準	ネーミング ライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記4. を参照 ・ 財政的な観点から応募金額が高額なほど高評価とする。
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別称等として定着させる観点から希望契約期間が長いほど高評価とする。
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する。	

※提出書類 (別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。)

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書兼参加資格誓約書
- ② 事業者の概要を記載した書類 (会社概要など)
- ③ 定款, 寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書 (発行3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) 及び事業報告書
- ⑥ 国税, 地方税等を滞納していないことを証する書類 (納税証明書など)
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類

10. 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ・パートナーとしての採用を通知した事業者等と契約を締結します。なお、ネーミングライツ・パートナーは、当該施設等の契約更新に際して、別称等が頻繁に変更となることによる利用者の混乱を避けるため、優先的に交渉をすることができます。

11. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更、維持管理にかかる一切の経費（通信費や光熱水料等を含む。）及び契約終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約の有効期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌等、公式ウェブサイトへの掲載の費用は、本学が負担します。

12. ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。なお、下記の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、対象施設等にサイン等を設置できます。詳細は、「13. サイン等について」をご参照ください。なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツ・パートナーを紹介します。紹介内容は協議の上で決定します。。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、本学のネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される事項等があれば応募時に提案することができます。

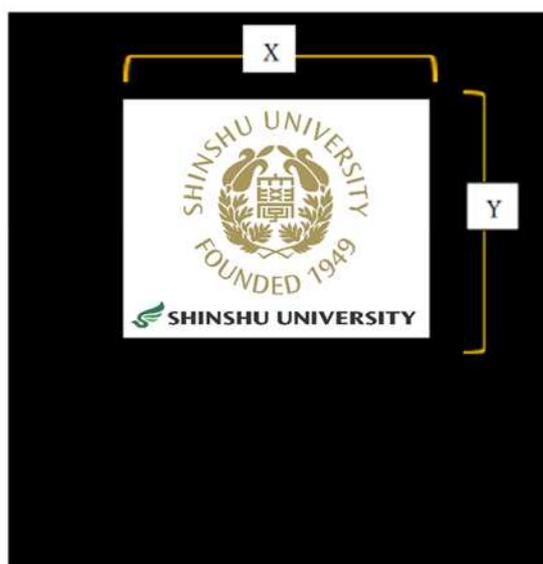
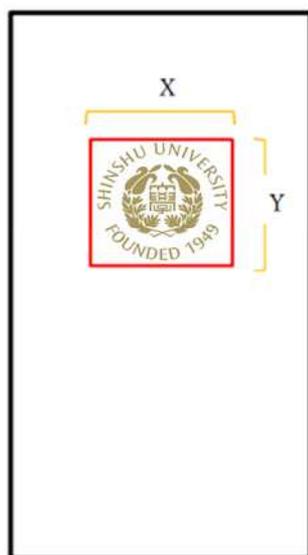
13. サイン等について

ネーミングライツによるサイン等の設置については、原則として次のように定めます。

- ① 共通事項
 - ・設置に当たっては、対象施設等を管理する部局長等と協議の上決定します。
 - ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
 - ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
 - ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。
 - ・対象施設等の正式名称と別称等で混乱を生じることがないように、ネーミングライ

- ツ事業によるサイン等の設置は、既存サインから十分に離隔させた位置とします。
- ・建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツ事業の範囲と認知されないようにすることとします。
 - ・試験等を行う際には、一時的にサインを隠すことがあります。
 - ・サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と同サイン等の色の境界までとし、サイン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。

以下に図示する $X \times Y$ の面積を、サイン等の面積とします。



② 室名等のサインの設置

・ネーミングライツ・パートナーは各施設等の入口付近に別称等による室名等のサインを設置することができます。サインの規格は対象施設等を管理する部局長等の指定するものとし、協議の上で決定します。

③ 屋内広告等の設置

- ・ネーミングライツ・パートナーは、対象施設等に本学が指定したフレーム（「14. サイン等イメージ」を参照）等により、ポスター等の屋内広告（以下「屋内広告等」という。）の掲示を行うことができます。
- ・掲示物は、会社概要や業務内容等を紹介する内容に限るものとし、ネーミングライツ・パートナーの直接的な営業活動（販売等）や求人活動に係るものは不可とします。
- ・料金は、掲示する屋内広告等の合計面積に応じて、以下の通りとします。なお、室名サインの面積は含めないものとします。

サイズ	料金（年額・税抜）
A0（1189mm×841mm）	300,000円
A1（841mm×594mm）	250,000円
A2（594mm×420mm）	200,000円
A3（420mm×297mm）	150,000円
A4（297mm×210mm）	100,000円

④ マガジンラック等の設置

- ・ネーミングライツ・パートナーは対象施設等にインフォメーションボード、モニター、マガジンラック等の設置を可能とします。なお、その面積（床の占有面積）は屋内広告等の合計面積に含めるものとします。
- ・マガジンラック等の設置に当たっては、避難経路の妨げ等になる可能性があるため、確実に転倒防止や脱落防止の措置を取ることとします。

⑤ 建物外壁へのサイン等の設置

- ・各自治体の定める屋外広告物条例などの規制の対象となる場合があります。この場合、本学との協議の上、各自治体への設置申請等が必要となります。

上記の範囲内であっても、対象施設等を管理する部局長等において、対象施設等の特性や、学生及び教職員に受け入れられるか、対象施設等にふさわしいものとなっているか等の観点からサイン等の設置について判断することになります。

本ガイドラインに記載のない事項については、学長において判断します。

14. サイン等イメージ

それぞれのサインのイメージは以下の赤枠の通りとなります。

①室名サイン (A3サイズ)



②屋内広告等 (A1サイズ)



③屋外施設等サイン (渡り廊下イメージ)



④屋内広告で使用する本学指定フレーム

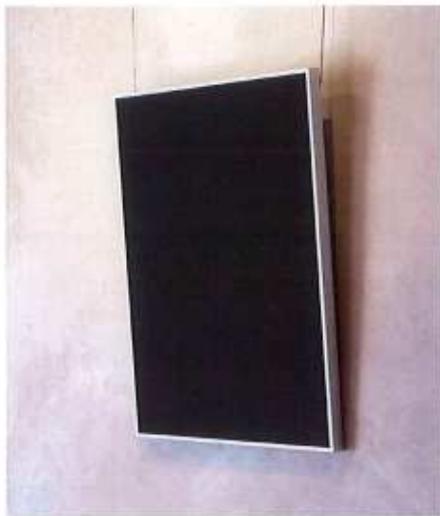
(株)アルテ オストレッチもしくは対象施設等を管理する部局が認める同等品とします。

オストレッチ 特許 87502

グリーン購入法適合商品

GPN DB掲載

ワンタッチでフレームオープン！シャープでストレートなフレームデザイン



※使用例



※ポスターは参考イメージです。



フレームの開き方

レバーを押し上げるだけでコーナーが開く「オストレッチ」機能により、入れ替えが簡単です。



対角の2辺のコーナーのフレーム裏側のレバーを親指で押し上げるとコーナーが開きます。

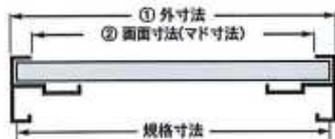


フィルムを取り出し、作品を入れフィルムをもどし、フレームを内側方向へパチンと音がするところまで押し閉めて下さい。

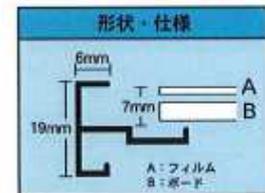
※角コーナーは樹脂製のため、破損に注意して下さい。



外寸・画面寸法の目安



① 外寸法 = 規格寸法 + 4mmです。
② 画面寸法(マド寸法) = 規格寸法 - 8mmです。
※多少の誤差があります。



株式会社アルテ 「パネル・ボード総合カタログ」より抜粋

15. 契約の解除

本学及びネーミングライツ・パートナーは、契約相手方が次のいずれかに該当するとき、契約を解除できることとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、原則として既納のネーミングライツ料は返還しません。

- ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 契約に定める義務の履行が困難となり、解除を希望する日の1ヶ月以上前に解除を申し出たとき。
- ⑦ その他前各号に準ずる事由により、本学が契約の解除が必要であると認めるとき。

16. 第三者に対する損害賠償責任

ネーミングライツ・パートナーが新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の損害賠償責任は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。ただし、本学の責めに帰すべき事由がある場合は、その責任の範囲において本学が損害賠償責任を負うこととします。

17. 透明性及び公平性の確保

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、本学及びネーミングライツ・パートナーは便宜供与や利益供与、利益相反等とみなされる行為がないように、事業期間中及び事業満了後も透明性及び公平性の確保に努めるものとします。

18. 問合せ先

信州大学 財務部財務課 資産管理グループ

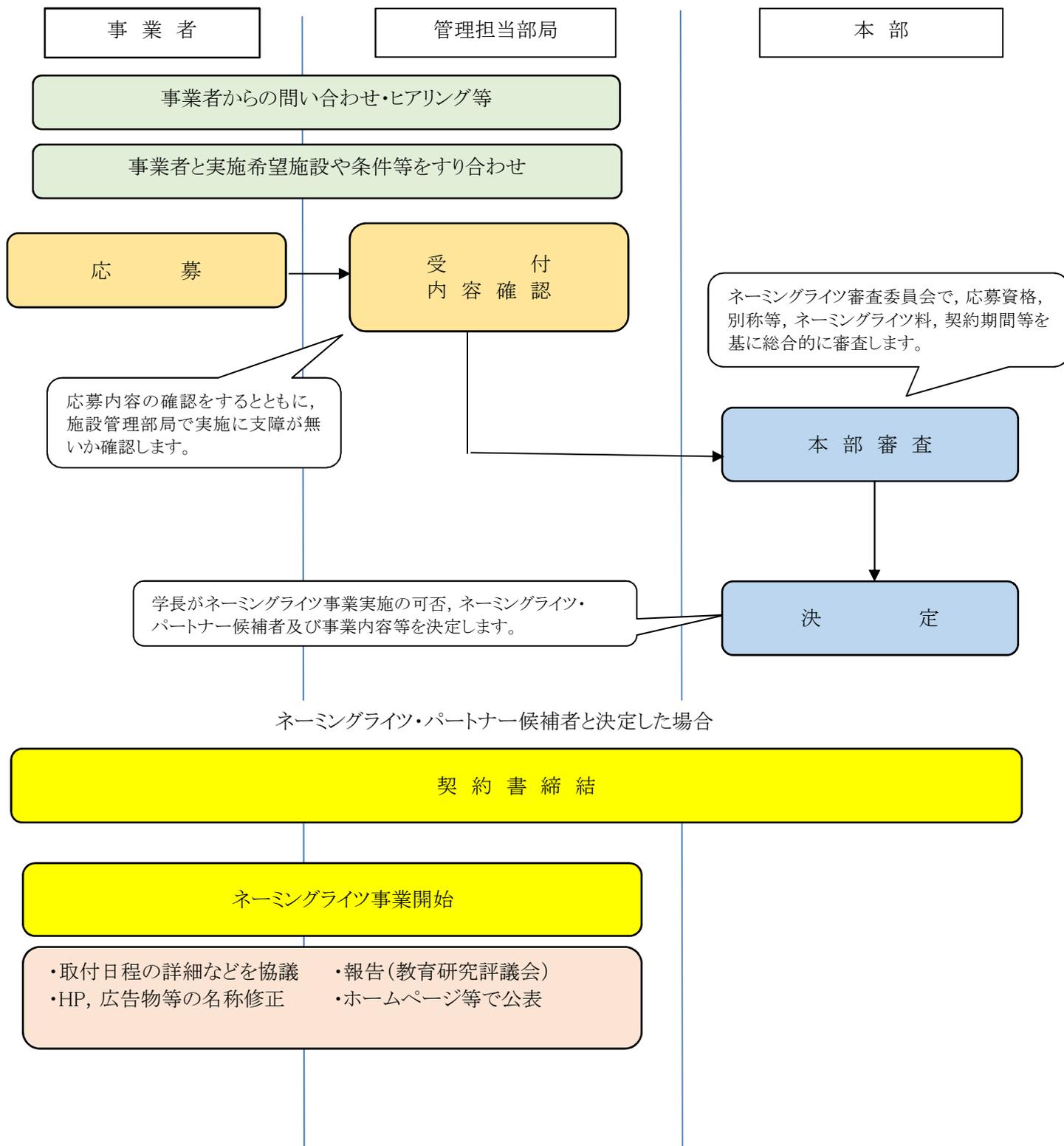
〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号

Tel : 0263-37-2129

FAX : 0263-34-4003

Email : shisan_kanri@gm.shinshu-u.ac.jp

ネーミングライツ事業 業務実施フロー図 (提案募集型)



※これにより難しい場合は、協議の上で決定します。

ネーミングライツ事業 業務実施フロー図 (施設特定型)

